

転居(新居浜市内での住所異動)された方へ (チェックシート)

転居された方の主な手続きには次のようなものがありますので、該当するものがありましたら、関係課所での手続きをお願いします。印鑑は浸透式印不可です。

令和8年4月現在

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください。)	受付窓口
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	登録されている方	特に手続きはありません。 (印鑑登録証はそのままお使いください。)		市民課⑤番窓口(市役所1階) 65-1232 または 別子山支所 64-2011
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	お持ちの方	マイナンバーカードの住所変更が必要です。 転居の際にマイナンバーカードをお持ちでなかった場合は、早めにカードの券面記載事項変更手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※ 本人・世帯員以外の方が手続きをされる場合は、事前に市民課⑦番窓口にお問合せください。 ※ 暗証番号の入力が必要です。 ※ 暗証番号を忘れてしまった場合は、暗証番号の初期化を行った後、券面記載事項変更手続きを行います。原則、マイナンバーカード保有者本人でないとできません。	市民課⑦番窓口 (市役所1階) 65-1232
<input type="checkbox"/>	電子証明書		(署名用電子証明書) 異動により自動的に失効します。新たに申請が必要です。 (利用者証明用電子証明書) 券面変更完了後、引き続き利用可能です。		
<input type="checkbox"/>	国民年金	加入されている方	特に手続きはありません。		市役所⑥番窓口 (市役所1階) 65-1232
<input type="checkbox"/>	公的年金	受給されている方	住所変更届を各支払者に提出してください。 ※ すでにマイナンバーが日本年金機構にて収録済みの方は原則住所変更届は不要です。 住所変更届の提出が必要かどうかは転居手続き時お伝えします。		国民・厚生・船員年金は、市民課⑥番窓口又は年金事務所 35-1300 (共済年金は各共済組合)
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	加入されている方 (勤務先等の健康保険に加入されていない方)	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 世帯主及び加入されている方のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 転居する国保加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証・特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ) ※ 同一世帯以外の方が手続きされる場合は、世帯主からの委任状(国保課⑧番窓口にあります。)が必要です。	国保課⑧番窓口 (市役所1階) 65-1230
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度	加入されている方	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 特定疾病受給者証(お持ちの方のみ) ※ 代理人申請の場合、委任状(国保課⑫番窓口にあります。)が必要です。	国保課⑫番窓口 (市役所1階) 65-1170
<input type="checkbox"/>	介護保険	被保険者の方 (65歳以上の方 ・第1号被保険者) (第2号被保険者で被保険者証のある方)	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ) ※送付先を変更される方は、送付先変更届出書を提出してください。本人が手書きしない場合、本人の認印が必要です。 ※ 代理人申請の場合、委任状(介護福祉課にあります。介護福祉課HPからもダウンロードできます。)が必要です。	介護福祉課 ⑬ (市役所1階南側) 65-1241

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください。)	受付窓口
<input type="checkbox"/>	障害者手帳	障害者手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 手帳をお持ちの方のマイナンバーがわかるもの ※手帳をお持ちの方以外の方が手続きされる場合は、委任状(地域福祉課にあります。)が必要な場合があります。	地域福祉課 ⑭ (市役所1階) 65-1237
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス等	障害福祉サービスをご利用の方	重度心身障がい者医療、自立支援医療、障害福祉サービス、特別障害者手当、障害児福祉手当等につきまして、住所変更の手続きをしてください。マイナンバーが必要な手続きもありますので、詳細は地域福祉課にお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	支給認定証	保育施設等を利用されている方	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 支給認定証	こども保育課 ⑮ (市役所1階) 65-1582
<input type="checkbox"/>	児童手当	18歳年度末までの子どもの保護者の方(※)	受給者と児童が別居となる場合、手続きが不要です。(受給者と児童が揃って転居する場合は手続き不要)	必要書類を記入いただきますので、こども未来課までお越しください。 ※高校卒業後22歳年度末までの方で、多子加算のカウント対象となっている方は、手続きが必要な場合があります。	こども未来課 ⑯ (市役所1階) 65-1242
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給されている方	住所変更の手続きをしてください。	こども未来課にお問合せください。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給されている方		<input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給資格証	18歳年度末までの子どもの保護者の方		<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給資格者証	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給者証	受給されている方		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 世帯全員分の健康保険情報が確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書等)	
<input type="checkbox"/>	愛顔っ子応援券(おむつ券)	応援券をお持ちの方		こども未来課にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 応援券	
<input type="checkbox"/>	ごみ収集カレンダー	希望される方	転居地域のごみ収集カレンダーをお受け取りください(市民課でも配布しています。)		廃棄物対策課 (市役所2階) 65-1252
<input type="checkbox"/>	市営墓地	使用許可を受けている方(名義人)	住所変更の手続きをしてください。		環境政策課 (市役所2階) 65-1512
<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録	犬を飼っている方			
<input type="checkbox"/>	小中学校転入学通知書	小・中学生の保護者の方	在学している学校で、転学手続きを行った後、入学予定の学校で、手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 転入学通知書 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科用図書給与証明書	学校教育課 (市役所5階) 65-1301
<input type="checkbox"/>	新居浜市奨学資金、新居浜市青野記念奨学資金、新居浜市特別奨学資金、新居浜市しらうめ入学準備金	借主(奨学金は本人、入学準備金は保護者)または連帯保証人	貸付中または返還中の場合、住所変更の手続きをしてください。	必要書類をお渡しますので、学校教育課へお越しください。	
<input type="checkbox"/>	上下水道利用届	上下水道を使用されている方	上下水道を中止する場合は、使用中止の届出をし、新しい転居先で使用の場合は、使用開始の届出をしてください。3階建て以上のマンションについては、建物管理者に水道の届出をすることがあります。下水道使用料を使用人数に応じてご負担いただいている方は、使用人数の変更手続きをしてください。電話でも受付ができます。		上下水道局 お客様センター (市役所別館) 65-1331
<input type="checkbox"/>	別子山簡易水道利用届	別子山簡易水道を使用されている方	別子山から転居される方は、別子山簡易水道の中止の届出をしてください。別子山に転居される方は、別子山簡易水道使用開始の届出をしてください。電話でも受付ができます。		別子山支所 64-2011
<input type="checkbox"/>	市営住宅	入居者(契約者)	事前に各種手続き(入居手続き、退去手続き、使用継承手続き)を行ってください。	必要書類をお渡しますので、新居浜市営住宅管理グループへお越しください。	新居浜市営住宅管理グループ (新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階) 47-5218
		同居者	同居される場合は、事前に手続きを行ってください。 ※出産の場合は市民課または、新居浜市営住宅管理グループに同居者異動届を提出してください。 事前に新居浜市営住宅管理グループへ連絡の上、市民課に同居者異動届を提出してください。	必要書類をお渡しますので、新居浜市営住宅管理グループ(出産の場合は市民課)へお越しください。 同居者異動届をお渡しますので、市民課へお越しください。	

※ 新年度には内容が変更することがありますので、手続きの途中で年度替わりになる場合は、事前にお問合せされることをお勧めします。

新居浜市市民環境部市民課 〒 792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話(直通) 0897-65-1232 FAX 0897-65-1235

(受付時間) 8:30~17:15 市民課のみ木曜日に窓口を18:15まで延長しています(取扱事務は、印鑑登録、住所異動、印鑑証明、住民票・戸籍等諸証明の交付、パスポート交付、マイナンバー手続きのみ)。